

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

令和4年3月17日（木）

開 催 日 時 令和4年3月17日（木） 午後2時00分～午後4時30分

開 催 場 所 大会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
松長功二 学務課長補佐
宮本智史 学校給食センター所長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
坊本朋久 指導主事

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、三町教育長職務代理者及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（15）から（17）まで、及び議案第51号から第53号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（1）東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理者

委員報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会について、報告いたします。
資料はございません。

研修会は2月17日木曜日にオンラインで開催され、小平市からは古川教育長、山口委員、丸山委員、青木委員、そして私、三町、山本総務課長補佐の6人が参加いたしました。

今回の研修会では、「子どもたちを豊かに育む多世代交流～全国おもちゃ美術館の挑戦」をテーマに認定NPO法人芸術と遊び創造協会理事長、東京おもちゃ美術館館長、多田千尋氏による講演が行われました。

多田氏は当初、高齢者と子どもの問題について別々に取り組んでいらっしゃいましたが、両者をどれだけ交流させるかが課題であると気づき、多世代交流について取り組まれることになりました。はじめに多世代交流がもたらす効果について、老人ホームの入居者と近隣保育園児との交流などを事例に説明されました。子どもと交流することで、老人ホームに入居している高齢者が積極的に人と関わろうと変化し、また、子どもたちも高齢者と交流することにより、共感や思いやりを持った行動をするように変化していました。心が動くことが重要であり、心が動けば身体も動くようになり、教育においても子どもの心を動かすことが大事であるとのことでした。また、子どもと高齢者にとって大切な地域の力として、時間、空間、仲間、これら3つの間が重要であり、これらが豊かになることで、子どもの中の4つ目の間である世間の創出がなされ、また、そ

の4つの間により人間になることができる。この間を創り出すことに取り組まなければならないとのことでした。

次に、おもちゃ美術館の活動についてお話がありました。全国にある姉妹館を含め、ボランティアを中心に運営されており、館内にあるおもちゃは、その多くが地元のおもちゃ作家の手によるものでした。また、施設のおもちゃも世界第3位の森林大国である日本の資源である木を多く用いて作られていました。様々な工夫を凝らした木のおもちゃで遊ぶ子どもたちの生き生きとした表情が印象的でした。美術館として、病気の子どもやその保護者への支援にも力を入れておられ、難病などの子どもたちがおもちゃを通して非常に明るい表情を見せる様子も紹介されました。

まとめとして、今、子どもや高齢者などには、ドキドキ、わくわくさせる場や人が必要である。間の創出と合わせて、人間をつくることを重んじられたいとのことでした。小平市においても、学校と地域の連携の中で多世代交流を進めています。子どもたちの豊かな人間性の育成とともに、地域の活性化も図られていくよう、教育委員会としても取組を推進していきたいと思われました。

○古川教育長

ご報告ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

東京都における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用期間が3月21日まで再延長されたことを踏まえ、市の対応を決定したものでございます。

市立小・中学校及び公共施設については、対応に変更はありません。

事業に関することについて、遊び場開放を除いて中止しておりました学校施設の貸出及び開放について、スポーツ開放を含む学校施設の開放は、3月6日日曜日からは、その他学校施設の貸出は、3月7日月曜日からは再開いたしました。

なお、今回の再開の前提として、学校での感染状況を勘案し、小平市立学校版感染症予防ガイドライン等を踏まえ、学校の教育活動に支障を及ぼさないよう、対外試合などを行わないなどの利用にあたっての注意事項を遵守していただくとともに、より一層の感染防止対策を徹底していただくこととしております。

ただし、今後の感染状況によっては、遊び場開放事業も含め、改めて休止等を検討いたします。

まん延防止等重点措置が解除された後の市の対応につきましては、後日開催される市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて決定いたしますので、改めてご報告させていただきます。

本内容につきましては、小平市ホームページ等への掲載などにより周知をしております。

○古川教育長

次に、(2) 新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(2) 新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。

資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和4年3月16日水曜日までに、庁舎に勤務する職員1名、図書館に勤務する職員2名、市立学校に勤務する教職員22名、市立学校に勤務する委託事業者従業員3名の感染が確認されました。

また、市立学校に在籍する児童・生徒についても、多数の感染が確認されました。

濃厚接触者については、保健所による調査や国の基準に基づく確認などを行い、適切に対応しており、学校では、状況に応じて学級閉鎖や学年閉鎖を行いつつ、感染防止対策を徹底した上で教育活動を継続しております。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員及び児童・生徒が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

東京都を対象とするまん延防止等重点措置は、3月21日をもって解除されますが、都内における感染状況は、依然として厳しい状況が続いております。事務局、学校ともに、基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(3) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(3) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

学校保健安全法第20条の規定により、感染症の予防上必要があるときは臨時休業を行うことができることとなっておりますので、市教育委員会では、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて、同一学級に複数の児童生徒等の感染が判明した場合に学級閉鎖とするなどの対応を講じております。

令和4年3月15日火曜日までの市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で18校、延べ97学級、中学校で7校、延べ33学級でございます。

各学校には、情報を提供するとともに、小平市立学校版感染症予防ガイドラインに定める感染症対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、(4)市議会3月定例会について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(4)市議会3月定例会についてを報告いたします。

市議会3月定例会は、2月28日から3月29日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

議会初日の2月28日につきましては、先ほどご報告したとおりでございます。

資料No.3をご覧ください。

3月1日に代表質問、2日から4日までの3日間には一般質問が行われました。代表質問は6会派から16件、一般質問は25人の議員から51件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、代表質問で6件、一般質問で23件でございました。

次に、3月8日から10日まで、一般会計予算特別委員会が開催され、「令和4年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は10日に行われました。

教育部の審査終了後、討論が行われ、その後の採決で、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

14日には総務委員会が開催され、2月の教育委員会定例会で議決いただきました、「令和3年度小平市一般会計補正予算(第14号)」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌15日には生活文教委員会が開催され、議員提出議案「都立高校入学試験への英語スピーキングテスト導入の延期・再検討を求める意見書提出について」が審査され、継続審査となりました。

なお、3月29日の本会議最終日にて、「令和4年度一般会計予算」、「令和3年度一般会計補正予算(第14号)」の2議案について、議決がなされる予定でございます。

○古川教育長

次に、(5)市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについての請願の採択について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(5)市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求めることについての請願の採択についてを報告いたします。

資料 No. 4 をご覧ください。

本請願は、市議会 1 2 月定例会最終日に提出されたものでありまして、2 月 2 日に開催されました生活文教委員会における審査を経て、2 月 2 8 日の市議会 3 月定例会初日において採択されました。

今後、市議会に処理の経過及び結果の報告を行うこととなります。

なお、担当は指導課でございます。

○古川教育長

次に、(6) 押印見直しに係る要綱等の改正について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項 (6) 押印見直しに伴う要綱等の改正についてを報告いたします。

令和 2 年 7 月 7 日付総務省通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」を受け、市においても、行政サービスの効率化・効果的な提供に向け、DX の推進を図るため、手続き上、課題となる押印の見直しを行うこととされました。

教育委員会においても、業務の見直しを行い、諸手続における押印の義務づけの廃止等の見直しを行うことといたしました。

このたび、改正する要綱等は資料に記載の 6 件でございます。

主な改正内容でございますが、押印の義務づけ廃止に伴い、要綱等に定める様式の押印欄を削除するものでございます。

いずれも、施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日でございます。

○古川教育長

次に、(7) 令和 4 年度中学校給食実施計画について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項 (7) 令和 4 年度中学校給食実施計画についてを報告いたします。

資料 No. 6 をご覧ください。

令和 4 年度の中学校給食の提供期間ですが、令和 4 年 4 月 8 日から令和 5 年 3 月 2 3 日までで、給食の提供日数は 1 9 4 日となります。

新学校給食センター建設工事及び稼働準備が完了する令和 5 年 1 月までは弁当給食を提供し、令和 5 年 2 月より新学校給食センターから給食を提供する予定です。

年間標準給食回数でございますが、過去 5 年間の給食実施回数の平均回数に設定することとしております。

ただし、令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、各校の行事予定が変更されていることから、給食回数の設定に影響を与えることがないよう、令和 4 年度の

年間標準給食回数は、平成27年度から令和元年度までの給食回数を基に算出しております。

○古川教育長

次に、(8)小平市就学援助費事務処理要綱の一部改正について、及び(9)小平市特別支援学級等就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正については、同種のものでありますので、一括して取り扱います。説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(8)小平市就学援助費事務処理要綱の一部改正について、及び事務局報告事項(9)小平市特別支援学級等就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正については、同種のものでありますので、一括して報告いたします。

本件は、令和4年度から実施を予定しております学習者用端末の貸与に合わせて、家庭におけるオンライン学習を支援するため、支給費目の追加を行うなどの改正を行うものでございます。

詳細につきましては、飯島学務課長に説明をさせます。

○飯島学務課長

それでは、ご説明いたします。まず小平市就学援助費事務処理要綱の一部改正について、ご説明いたします。

資料No.7をご覧ください。

1、改正の理由でございますが、令和4年度から実施を予定している学習者用端末の貸与に合わせて、家庭におけるオンライン学習を支援するために、新たにオンライン学習通信費を追加いたします。また、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第14条の趣旨を踏まえ、「中学校夜間学級」に在学する成年に達した生徒等について、新たに支給対象者として追加するものでございます。

2、改正の内容でございますが、第1条及び第2条におきまして、支給対象者を追加いたします。また、別表第2におきまして、家庭に通信環境がない児童・生徒の保護者等に対する援助費目として、新たにオンライン学習通信費を追加いたします。支給内容は、毎年度予算の範囲内で定める額といたします。

記載はございませんが、令和4年度につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助基準単価である年額1万4,000円とする予定でございます。

3、施行期日は令和4年4月1日でございます。

次に、小平市特別支援学級等就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について、ご説明いたします。

資料No.8をご覧ください。

1、改正の理由でございますが、就学援助費と同様に、家庭におけるオンライン学習を支援するために、新たにオンライン学習通信費を追加いたします。また、通常の学級に在籍する学校教

育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒、こちらは視覚障害者、聴覚障害者や肢体不自由者などでございますが、これらの児童・生徒の保護者を新たに支給対象者として追加するものでございます。

2、改正の内容でございますが、第1条及び第4条等におきまして、支給対象者を追加し、申請や認定などについて規定いたします。支給費目につきましては、宿泊学習費を除く費目を支給するものとし、世帯の所得額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令に規定する需要額の2.5倍以上であるときは、通学費及び職場実習交通費のみ支給することといたします。

また、別表におきまして家庭に通信環境がない特別支援学級に在籍する児童・生徒及び学校教育法施行令第22条の3に該当する児童等の保護者のうち、世帯の所得額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令に規定する需要額の2.5倍未満の者に対する支給費目として、新たにオンライン学習通信費を追加いたします。支給内容は毎年度予算の範囲で定める額となっており、令和4年度につきましては国庫補助金の補助基準単価である年額7,000円とする予定でございます。

3、施行期日は令和4年4月1日でございます。

○古川教育長

次に、(10)令和3年度児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(10)令和3年度児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果についてを報告いたします。

資料No.9をご覧ください。

本調査の目的は、学校においては、児童・生徒の「学びに向かう力」等に関する意識を把握・分析し、教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、教育指導の充実や組織的な授業改善等に役立てることでございます。教育委員会においては、教育課程や指導方法等に関わる市立学校の課題を明確にし、解決を図るとともに、本市の施策に生かすことでございます。

対象は、小学校は第4学年から第6学年までの児童、中学校は全学年の生徒でございます。原則として、固定制特別支援学級に在籍している児童・生徒は、調査の対象としておりません。

意識調査につきましては、令和3年度から、主に「学びに向かう力」等に関する内容に変更となりました。

結果概要をご覧ください。

はじめに、各教科の授業の内容に対する理解の程度に関する調査の結果でございます。

小学校では、4教科の理解の程度における肯定的な回答は、おおむね90%程度であり、中学校では、70%から90%程度でございました。

調査結果を踏まえ、更なる向上に向けて、各教科等における言語活動、観察・実験、課題解決

的活動を充実させるとともに、学習の見通しを立てたり、振り返ったりする場面やグループなどで対話する場面を設定することを通して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。また、中学校体験入学の機会を通して、中学校の学習に見通しをもたせることや、「小・中連携の日」に学習指導に関する情報交換を行うことで、中学校に入学した生徒が安心して学習活動に取り組めるようにいたします。

次に、学習の進め方や学習習慣に関する調査の結果でございます。

肯定的な回答をした児童・生徒の割合が高い項目は、小・中学校ともに学習の進め方の⑥の項目でございました。

一方で、肯定的な回答をした児童・生徒の割合が低い項目は、学習の進め方の②の項目でございました。

調査結果から、児童・生徒が自分の考えを、他者に説明する機会を意図的に学習活動に位置づけることで、確かな学びにつなげるようにいたします。また、学んだことをきっかけに新たな疑問や興味・関心から学びが深まるよう、学習者用端末等の情報機器を活用した学習を促進してまいります。

○古川教育長

次に、(11) 民法改正による成人年齢引き下げに伴う要綱及び要領の一部改正について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(11) 民法改正による成人年齢引き下げに伴う要綱及び要領の一部改正についてを報告いたします。

資料No.10をご覧ください。

民法の一部を改正する法律による民法の改正に伴い、令和4年4月1日から、民法第4条に規定する成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなりました。

この改正に伴い、小平市立学校施設の学習・文化開放に関する要綱、小平市生涯学習・地域コミュニティ用備品管理貸出要領、小平市青少年リーダー養成講座青少年リーダー・シニア受講生紹介制度実施要領に定める責任者や代表者の年齢を、20歳以上から18歳以上に改正するものでございます。

なお、施行期日は、令和4年4月1日でございます。

○古川教育長

次に、(12) 公民館における事故の示談の成立について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(12) 公民館における事故の示談の成立についてを報告いたします。

資料№.1 1 をご覧ください。

本件は、令和3年12月12日、小平市立津田公民館ホールにおいて、サークル活動終了後に、机の片づけをしていたところ、タイヤの回転不良により机が倒れ、当事者の足にぶつかりました。翌13日、当事者の足の皮がかなりむけており痛みが治まらず、整形外科にて診察を受け、創傷処置されたものでございます。

当事者より保険請求の申し出があり、市が任意で加入する市民総合賠償補償保険の保険会社が保険の適用を認めたため、市が補償を行うものでございます。

その後、損害賠償額が確定し、令和4年3月8日に示談が成立いたしましたので、報告するものでございます。

損害賠償額は、治療費、通院交通費、及び慰謝料として、保護者へ6,250円を市が支払うことで合意に至りました。

なお、損害賠償額は、市民総合賠償補償保険から全額補填されます。

また、本件につきましては、3月23日の市議会幹事長会議、及び3月29日の市議会定例会最終日の諸報告において報告をいたします。

○古川教育長

次に、(13) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(13) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料№.1 2 をご覧ください。

1及び4から6につきましては、学校におけるICT環境の整備として、2及び3につきましては、育英基金への指定寄附として、それぞれ匿名希望の方からご寄附いただいたものでございます。

この場を借りてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(14) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(14) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料№.1 3のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

本日報告いたしますのは、新規申請の1件でございます。

受付番号（４７）ラジオ体操PR動画上映会です。小平市ラジオ体操会連盟が主催する事業で、市民によるラジオ体操の実演等を映像化したものを上映し、ラジオ体操の普及と振興による市民の体力増進を図るものです。

○古川教育長

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等を受けたいと存じますが、項目が多いので、分けてお聞きしたいと思います。

（１）から（５）までは関連する事項がありますので、まず（１）から（５）の中で何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

○山口委員

事務局報告事項（１）についての質問です。

小平市立学校版感染症防止ガイドラインが令和３年１１月１日版ということですが、新学期、新年度に向けて、これを改訂することは検討されているのでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

ガイドラインですが、教育活動の進め方について、基本的な方針の変更は現在考えておりません。ただし、先ほどの報告事項の中にございました請願書の内容を受けまして、いじめや差別が起きないための配慮については、記述を加えたものに改訂する予定でございます。

○山口委員

１１月１日版というのは、重症化リスクの高いデルタ株を念頭に置いたガイドラインだったと思います。今主流になっているオミクロン株は、子どもたちへの影響があまり大きくないということが分かってきております。感染防止、感染予防はもちろん大事ですが、教育の保障とのバランスもよく検討していただきたいと思います。こういう生活が３年目になります。工夫や変化、挑戦する気持ちがやはり現場の先生方や保護者、子どもに伝わらないと、皆さんが疲弊してしまいます。大きく変更することはないにしても、このガイドラインは細かく見直していますというメッセージが必要です。デルタ株のときの１１月１日版が最終ということではなく、新年度に向け、春休みにぜひ内容を精査していただいて、３年我慢させるのではなく、教育がもう少し踏み込んだ形で、もう少し自由にできるように見直していただきたいと思います。

○古川教育長

ご意見でよろしいですか。

それについて、回答はよろしいですか。

○中村教育施策推進担当課長

内容につきましては、11月から月日がたっておりますので、再度、内容を見直した上で4月に改めて学校に示したいと考えております。

○丸山委員

(4)の市議会の定例会についてです。GIGAスクール構想についての質問等が結構出されています。教育委員として学校訪問させていただいて、子どもたちがどのようにタブレットを使っているか伺っていますが、保護者以外の市民に対して、どういう方法で、コロナ禍において学校ではどのような教育が行われているのかを広報されているのか、お聞きします。

○古川教育長

GIGAスクール構想に対しての活用方法を、市民へどうアピールしているかということによろしいですか。

○丸山委員

それを含めて、現在の学校を取り巻く、教育活動や様子についての広報に関してです。

○中村教育施策推進担当課長

教育委員会事務局としまして、市立学校の教育を今このように進めていますという特別な発信は現在行っておりません。各学校のホームページにて、教育活動の進め方の方針や具体的な活動について発信しております。

○市川教育総務課長

今のお話を補足申し上げます。特にGIGAスクールの進展につきましては、教育委員会だよりに何回かにわたりまして、その進捗状況を写真等も掲載しながら、イメージを捉えやすいような広報を展開したところでございます。

○古川教育長

今後も広報をしていくということによろしいですか。

○中村教育施策推進担当課長

令和4年度から端末の家庭への持ち帰りも始まりますので、その活用状況については市民や保護者に伝える必要があるかと考えております。その方法については、現在検討しているところでございます。

○丸山委員

常々思うことですが、子育て世代や地域の青少対、学校に関わる人は、実際に学校でタブレットをどのように使っているかですとか、私たちの時代と教育方法が違うということが分かりますが、それ以外の高齢者や子育てをしていない人たちは、学校では何をやっているのか、どういう教育活動が行われているのか本当に分かりません。コミュニティ・スクールや地域とともに子育てをするという中で、高齢者や子どもに関係ない世代に、子育てをしていくという意識が全然芽生えていない状況です。教育委員会だよりは、GIGAスクール構想以外にも、吹奏楽で残した成果などが書かれていますが、なかなか教育委員会だよりが手に取られない現状があり、高齢者の方が小・中学校のホームページを見るかという、なかなか見られません。市報など違うメディアを使って、学校の現在の様子をぜひ広報していただきたいと思います。子どもたちを地域で育てる、私たちがみんなで見守るという意識の改革にもなると思いますので、今後積極的に考えていただきたいと思います。

○古川教育長

ご要望でよろしいでしょうか。

○丸山委員

結構です。

○青木委員

(1)の新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、要望です。今回、まん延防止等重点措置期間が延長された中でも状況に応じてスポーツ開放を含む学校施設を開放していただいたり、小学校施設の貸し出しを始めていただいたりしましたが、待っていた地域や保護者の方々が結構いると聞いています。まん延防止等重点措置期間中は使えないとするのではなく、その状況に合わせて判断し、開放していただけたのはよかったですと思います。

まん延防止等重点措置期間は3月21日まで延長されますが、解除後の対応がなるべく早めに分かっていると皆さんも行動しやすいですし、計画もしやすいと思いますので、判断して伝えていただきたいと思います。

○古川教育長

先ほど部長が報告したように、これから対策会議が開催され、そこで決定いたしますので、決定次第発表できるようにというご要望でよろしいですか。

○安部地域学習担当部長

国の方針もある程度決まっておりますので、市においても新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催して、決定をしております。

考え方といたしましては、可能な限り地域に開いていくという前提で考えておりますので、学校の状況もごさいますが、まん延防止等重点措置が解除された際には可能な限り使えるような形で、周知の広報についても努めてまいりたいと思います。

○三町教育長職務代理者

コロナ関連と、市議会についてです。

コロナウイルスの感染に関しては毎日のようにメールで報告をいただいて、いつやむのかと本当に思っていますが、学級閉鎖等を行っている学校が小学校に多いと感じています。今回の資料を見ても、やはり小学校3に対して中学校1くらいです。大体児童・生徒は2対1の割合ですから、それが3対1ということで、小学校の方がデータの多い。小学生の方が感染しやすい可能性があるとするならば、何か対応を考えているのか、説明いただきたいと思います。

二つ目は、小平第二中学校がコミュニティ・スクールを新たな形で設置する申請書の中で、部活動の地域移行の検討について書かれていたと思いますが、市議会の質問の中で市立中学校の部活動の地域移行についてだされています。小平第二中学校がそういう方向を出しているけれど、そう簡単に行かないだろうと思います。国は今、そのための具体的な内容についてスポーツ庁等で検討をしています。また、教員の兼務に関わるのであれば、東京都のサービスに関する問題も関連します。そういう中で、ここでの答弁のように地域ではなかなかそういう話にならず大変難しいというお話だったと思いますが、この質問されている方は積極的に進めていこうと思って質問をしているのか。聞いている様子やこの質問の意図を教えてくださいたいと思います。

○古川教育長

では、まずコロナ感染症に対して小学校の方が多いのかどうかということについて。

○飯島学務課長

新型コロナウイルス感染症の関連でございしますが、資料No.2をご覧ください。

1ページ目から3ページ目までが小学校で、4ページ目が中学校となっております。その4ページ目をご覧くださいと、1月に入ってからオミクロン株が拡大してきたわけですが、1月の報告日のところで、学級数が6や4となっております、1月については中学校の方が多い状況でございました。

一方で、同じ資料の1ページ目をご覧くださいと、小学校の1月の状況は学級数ではそんなに多くありませんでしたが、現時点まででは小学校の方が多くなっております。

その理由について精緻には分析しておりませんが、中学校で1月に多くの学級閉鎖となった後、かなり換気や、感染対策の徹底が図られて、その後少しずつ落ち着いているということが一つございます。もう一点は、中学校は受験がございしますので、先生方もかなり気をつけていたのではないかと思います。

小学校につきましても、学級閉鎖が続いておりますが、各学校で換気をはじめ、かなりの感染

対策をしております。現時点では、そのように認識しております。

○古川教育長

では、部活動の地域移行に関してどうでしょうか。

○国富教育指導担当部長

今回の資料の項番10に当たる福室議員からのご質問でございますが、意図としましては、やはり中学校の生徒たちにとって体育的、文化的活動が非常に重要と捉えておりまして、部活動の地域移行に伴って、部活動が衰退してしまうことが懸念されるということから、地域移行は進めてほしいけれども、できるだけ学校での部活動も維持してほしいという意図で捉えております。

○三町教育長職務代理者

コロナ関連で小学校については分からないということですが、中学校は最初の数が多かったため、クラスター的な要素もあったのではないかと想像しますが、意識的に緊張感を持ってやっていたということですね。

やはり登下校の様子を見ていても、小学生の場合は30センチくらい顔を近づけてしゃべりながら帰っています。これはやはり発達の中での意識の違いもあり、避けられないことだろうと思います。データとして多いということは、何らの接触がかなり行われているということが想定できます。ぜひその辺りのことを学校にもこのデータを基に働きかけていただくと、学校も対策や意識を高めて指導できるのではないかと思います。

部活動について、状況は分かりました。私は地域移行についても、積極的に地域の人に意識してもらわないと移行できないと思っています。議員さんは地域の方ですので、積極的に地域移行についても掘り起こしや働きかけをしてほしいという思いがあります。基本的には学校でということで、今後の学校の部活動としての方向を期待しているという印象があると受け止めたのですが、それで間違いないでしょうか。

○国富教育指導担当部長

議員としては地域移行を進めるべきという基本的な考えはございます。また、議員自体がスポーツをずっとやっていらっしやいまして、モデル地区になっている一市、一区についてもよく状況をご存じでしたので、その中で特定の部活等については進めることができるが、やはり幅広くというのは難しいという困難さも理解した上で、学校でもできる場所はお願いしたいということでございます。

○三町教育長職務代理者

全部を地域移行することは無理だと思いますが、その中でできるものは地域で支えていくという形にしていただきたいと思います。そのための制度改革も含めて進めていこうとしているわけです。

から、ぜひ議員の皆さんにもそうやって働きかけてほしいと思います。

○山口委員

資料No.3の市議会定例会にて、質問2点です。

1点目が質問内容の1番のところで、防犯カメラのことが書いてあります。令和元年度までに市立小・中学校の希望があった111か所に設置と書いてあり、防犯カメラを設置したこと自体でもちろん抑止力になっているとは思いますが、カメラで撮影した映像を実際に後から見直す機会があったのかどうか。もしくは、その映像を活用したような事例があったのかどうかを教えてください。

2点目ですが、質問内容の2の(5)、タブレット端末を個別最適化に活用していくという大きな流れの中で、現時点では学習指導要領を基準とした学習を進めていて、個別最適化については今後求められる配慮であると答弁していますが、タブレットを使ってどんどん進めたい子、もっとじっくり取り組みたい子がいるというニーズの把握や、使い方の事例などは今各学校で確認する手段があるのかどうか、またそれを学校間で共有する取組があるのか教えてください。

○古川教育長

まずは防犯カメラの活用について。

○松長学務課長補佐

防犯カメラにつきましては、事務局では過去に1回、自転車で児童がひかれる事故がありまして、そのとき見たことがあります。基本的には警察が文書に基づいて申請して提供するという形になりますので、警察の方で活用しているということはありません。

○古川教育長

では、続いてタブレット端末の個別最適化について。

○松田指導主事

各学校の活動内容等の共有の仕方ですが、学習者用端末のクラスルームの中に全教職員が所属するクラスルームを作成しております。その中に各学校の先進事例、QA、または学習に活用した学習カードや学習資料等を先生方が共有できるようにしております。

○国富教育指導担当部長

質問の意図を読み解く必要がございまして、この代表質問の意図としましては、学習指導要領に決められている、この学習はこの学年で行いますということを飛び越えて先取りしていく、その後の6番のギフテッド教育というところにつながっていきませんが、当該学年ではない学習等を含めた個別最適化についてのご質問でございました。

したがいまして、現行の国の教育施策においては、学習の変更、調整として、ノートでやるのか、タブレットでやるのかという対応は可能ですが、例えば小学校3年生の児童が小学校2年生の学習内容をやるとか、あるいは中学校1年生の学習内容を、自習学習ではなくて学校の教育の中でやっていくという、発展学習の範ちゅうを超えてというのは、少し難しい部分もございます。そういったところから、今回の答弁においては、学習指導要領を基準とした学習活動を進めているということで、実際の子どもたちの学習状況等については、日々の教育活動等を含めて学習活動の評価をしておりますので、捉えられているものと考えられます。

○山口委員

防犯カメラの件に関しては警察で活用しているということですが、警察で活用した情報が学校に共有されることはありますか。

○松長学務課長補佐

警察が活用した内容というのは、公開してはいけないことになっておりますし、その後についても報告されることはないと理解しております。

○古川教育長

では、あと1番から5番はよろしいですか。

○青木委員

市議会定例会の代表質問及び一般質問のところで、2件ほど学校お弁当給食のことが出ておりました。どちらも改善という言葉が使われているということは、皆さんは弁当があまりよくないという印象で捉えていると強く感じました。私は学校訪問で中学校のお弁当をいただいておりますが、市議会で改善しようとしてくるほどの内容ではなく、子どもたちに合ったものが提供されていると思っています。味つけはとても難しいものなので、何とも言えませんが、皆さんの持っている印象というのは、保護者が子どもの口から聞いたことが元になっていると思います。このコロナ禍で普段ある試食会もなく、皆さんが目にする機会がないものですから、印象だけであまりよくない方向に進んでいるのではないかと思います。学校のホームページに掲載しているところもありますが、もっと小平の野菜を使っていることや、栄養バランスなど、代替えということでしばらくの間ではありますが、印象を払拭できるような広報、もしくは保護者に対して良さを案内できる広報をしていけたら良いと思いました。

○飯島学務課長

今回の一般質問の中では、議員もある学校で実際に給食を食べたということでありました。その議員の感想としては、おいしかったというご意見もいただいております。一方で、市民の方からあまりよくないというお声も議員に届いていて、こういった一般質問につながっていると認識

をしております。お二方の議員とも弁当給食は絶対駄目だというご意見ではなく、やはり状況が分からない部分があるので、青木委員と同じように、広報などにも努めてほしいというご意見をいただきました。弁当給食は、あと10か月近く続きますので、教育委員会事務局といたしましても引き続き広報には努めてまいりたいと考えております。

○古川教育長

よろしいでしょうか。

では、続いて6番から14番までで質問等はございませんか。

○青木委員

12番の公民館における事故の示談の成立について、説明の中で支払いが保護者へということでしたが、けがをしたのは子どもなののでしょうか。

○季高中央公民館長

同じサークルに入って活動していらっしゃる18歳の女性の方でございます。

○古川教育長

まだ4月前ですので、未成年ということですね。

○青木委員

そのため、保護者なのですね。

再発防止への対応として、注意書きを貼り、利用者にも声がけを行うということですが、公民館の机や小学校にある長机のタイヤは、ストッパーの誤使用などによって痛んでいたたり、壊れていたりすることがあります。そういう備品があることは危険なことだと思いますので、声がけだけではなく、利用の手引きに、まずは壊さない、壊れないようにすることを加えられてはいかがでしょうか。

○季高中央公民館長

ご提案ありがとうございます。保険会社からも、指摘はいただいております、壁への掲示は行っていますが、実際に見るのは机ですので、机そのものに掲示をするということも必要ではないかという提案もいただいております。また、各館、順次机を軽くて使いやすいものに新調できるように、今後も努力していきたいと考えております。

○丸山委員

(11)の成人年齢の引下げに伴う要綱の改正についてですが、18歳ということは高校生も入りますが、高校生同士、学生のみ使用ということも今後はあるということでしょうか。

○細村地域学習支援課長

おっしゃるとおりです。

○丸山委員

学生同士ということに違和感があります。特に安全面が重大だと思うのですが、それは問題ないという判断なのでしょうか。

○細村地域学習支援課長

成年ということで責任も伴うというところで、こちらも注意していきます。

○三町教育長職務代理者

この時期になると必ず聞いていますが、中学校の給食実施計画に関することです。長年にわたって同じことを言っており、学校差が大分なくなったと思います。どの学校においてもある程度の食数を確保されているということで、安心しています。

昨年実績をお聞きしたところ、臨時休校で実際には減ってしまったということでした。令和3年度についてはそういうことはなかったと思いますので、全体がよくわかるよう、もし分かれば見込みも含めて、令和3年度の計画と実績を教えてください。

○宮本学校給食センター所長

実績につきましては、学級閉鎖を除きますと、移動教室等が中止になった影響がございまして、大幅にということではございませんが、計画を上回ることを見込んでおります。

○三町教育長職務代理者

分かりました。来年も計画に近い形できちんと実施されると理解してよろしいですね。よろしくお願いします。

○山口委員

資料№.9の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果についての質問です。

裏面の(3)の学習習慣のところ、学習塾や家庭教師による学習等を含めない、家庭での学習の取組方のところの①、②、③の回答の数字が50%から60%くらいということで、私の個人的な感覚では少し低いのではないかと思いました。自分たちで勉強するというより、自分たちで勉強する習慣がないところを学習塾や家庭教師などに頼って勉強しているという印象を受けるのですが、この数字を高いと捉えているのか、低いと捉えているのか。また、今後、この数字を伸ばしていくのか、このままでいいと思うのか、見解を聞かせてください。

○松田指導主事

この学習習慣についてでございますが、委員がおっしゃるように、ほかの項目に比べて、肯定的な回答が低い現状です。しかしながら、令和4年4月から端末の持ち帰り等が始まりまして、家庭学習をデジタル化するということを行ってまいります。本市では数年前から家庭学習定着の取組を行っておりますが、それに加えて学習者用端末の普及を一層推進してまいりたいと考えております。

○山口委員

家庭学習習慣の推進は、以前から聞いていてこの数字です。4月以降タブレットを持ち帰って家庭学習の習慣をつけていく、強化していくということでしたら、是非積極的にお願いしたいと思っております。

○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○古川教育長

次に、協議事項を行います。

- (1) 令和3年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします

○川上教育部長

協議事項(1) 令和3年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。

資料No.16をご覧ください。

小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、教育委員会として表彰を行うにあたり、小平市教育委員会表彰等に関する規程に該当する4名について、ご協議いただきたいと存じます。

なお、このうち1名は、1月定例会において、ご協議いただき、表彰対象としてご了解いただいた者について、表彰理由を変更するものでございます。

前回ご協議いただいたものを含めると、対象者は44名、4団体となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等をいただきたいと思います。存じますが、「被表彰候補者一覧」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたら、お願いいたします。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、「被表彰候補者一覧」につきましてのご質問・ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ありがとうございます。

では、次に、(2) 令和4年度小平市立小学校、中学校の学級編制について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

協議事項(2) 令和4年度小平市立小学校、中学校の学級編制についてを説明いたします。

資料No.17をご覧ください。

令和4年度小平市立小学校、中学校の学級編制につきましては、「東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を標準として行います。

小学校については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に伴い、35人以下での学級編制を現行の小学校第1学年・第2学年に加え、来年度は小学校第3学年で行います。

また、中学校第1学年については、東京都の独自施策、いわゆる「中1ギャップ」対応の加配措置により、35人以下での学級編制を行います。

そのほかの学年及び特別支援学級の学級編制の人数変更はございません。

○古川教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、このことにつきまして、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

では、以上で協議事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第46号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてから、第48号、小平市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する規程の制定についてまで、以上3件につきましては同種のものでありますので、一括して取り扱います。

提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第46号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第48号について、小平市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する規程の制定については、同種のものでございますので、一括して説明をいたします。

本案は、市におけるDXの推進に向けた取組の一つとして、行政サービスの効率化を図るための諸手続の見直しを行うにあたり、押印の義務づけの廃止を行うため、改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、業務に係る諸手続における押印の義務づけを廃止するため、各種様式の押印欄の削除等を行うものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

質疑は、3件を一括して行います。

○三町教育長職務代理者

提案について反対ということではありませんが、単純な質問です。押印をできるだけ省略して手続を簡単にするという趣旨だと理解していますが、「署名又は」という文言を挿入と書いてあります。「署名又は」を加えて、「署名又は記名押印した上で」というような文章に変わる。記名押印というのは残るわけです。簡素化するというところで、署名だけでいいのではないかと思いますが、あえてスタンプ部分を残している意図があるのですか。

○市川教育総務課長

現行のやり方としては必ず押印を求めていたというところでございます。こういった書類のやり取りの中で、ご本人の確認や文書作成の真意の確認について、押印もしくはその本人の署名で、どちらでも確認はできますので、いずれの方法でもいいという考え方に基づくところでございます。

す。

○三町教育長職務代理者

手続を簡単にして、署名によって本人を確認しているということにするのであれば、あえて要らないと思いますが、「又は」になっていることから、署名になっていくのかと思います。しかし、公に残っていると、自分が行かないで申請文書を出すときは押印をしなくてはいけないといった運用が出てしまうのではないかと思います。趣旨は分かりました。

○古川教育長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

では、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

では、討論を終結し、採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

はじめに、議案第46号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第47号、小平市立学校文書管理規程等の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第48号、小平市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する規程の制定に

ついて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第49号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、及び議案第50号、小平市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてにつきましては、同種のものでありますので、一括して取り扱います。提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第49号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、及び議案第50号、小平市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定については、同種のものでありますので、一括して説明をいたします。

本案は、令和4年度の小平市における組織等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第49号は、教育委員会における事案決定の際に、合議または通知する市長部局の組織名を変更するものでございます。

次に、議案第50号は、教育委員会の権限に属する事務を補助執行する組織名を変更するものでございます。

○古川教育長

では、質疑に移ります。

質疑は、2件を一括して行います。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

採決は、議案ごとに行います。

はじめに、議案第49号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第50号、小平市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時40分まで休憩といたします。

午後3時23分 休憩